

身体障害者手帳（○は障害者本人が運転する場合に限りです。）						
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
音声機能障害（こう頭摘出の場合に限る）			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	●	●				
	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
腎臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこう又は直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			
療育手帳	判定：最重度④または重度 A					
精神障害者保健福祉手帳：	障害等級が 1 級の方のうち、精神通院またはマル福の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のために通院をしている方。					

・障害名が 2 つ以上の場合（例：心臓機能障害 1 級、上肢障害 3 級）には、手帳に記載されている障害名の等級のうち、いずれかが該当する必要があります。ただし、障害名が同一障害区分で重複する場合、（例：右下肢障害 7 級、左下肢障害 7 級、総合等級 6 級）においては、総合等級で判断することになります。